

議案番号	件名																																																					
提案課名	内容																																																					
議案第96号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																																					
人 事 課	<p>【改正趣旨】 一般職の職員の扶養手当額及び管理職員特別勤務手当額の変更のほか、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に伴い、一般職の職員の給与等の支給額を改定する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】 (1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>① 第1条関係 ア 12月に支給する勤勉手当の支給割合の改定（第22条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当区分</th> <th>給料表</th> <th>職員区分</th> <th>【現行】</th> <th>【改正案】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">勤勉手当</td> <td rowspan="2">行政職</td> <td>再任用以外</td> <td>100分の90</td> <td>100分の95</td> </tr> <tr> <td>再任用</td> <td>100分の42.5</td> <td>100分の47.5</td> </tr> <tr> <td>医療職(1)</td> <td>100分の95</td> <td>現行どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療職(2)</td> <td>再任用以外</td> <td>100分の90</td> <td>100分の95</td> </tr> <tr> <td>再任用</td> <td>100分の42.5</td> <td>100分の47.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成30年12月に遡って実施</p> <p>イ 給料月額の上上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 別表第1(その1)関係 行政職給料表(1)の月例給を、平均0.19%引上げ 別表第1(その2)関係 医療職給料表(1)の月例給を、平均0.11%引上げ 別表第1(その3)関係 医療職給料表(2)の月例給を、平均0.31%引上げ <p>平成30年4月に遡って実施</p> <p>② 第2条関係 ア 6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合の改定（第22条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手当区分</th> <th>給料表</th> <th>職員区分</th> <th>【現行】</th> <th>【改正案】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">期末手当</td> <td rowspan="4">行政職</td> <td>再任用以外(6月)</td> <td>100分の122.5</td> <td>100分の130</td> </tr> <tr> <td>再任用以外(12月)</td> <td>100分の137.5</td> <td>100分の130</td> </tr> <tr> <td>再任用(6月)</td> <td>100分の65</td> <td>100分の72.5</td> </tr> <tr> <td>再任用(12月)</td> <td>100分の80</td> <td>100分の72.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療職(1)</td> <td>(6月)</td> <td>100分の122.5</td> <td>100分の130</td> </tr> <tr> <td>(12月)</td> <td>100分の137.5</td> <td>100分の130</td> </tr> <tr> <td>医療職(2)</td> <td>再任用以外</td> <td>100分の122.5</td> <td>100分の130</td> </tr> </tbody> </table>	手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】	勤勉手当	行政職	再任用以外	100分の90	100分の95	再任用	100分の42.5	100分の47.5	医療職(1)	100分の95	現行どおり	医療職(2)	再任用以外	100分の90	100分の95	再任用	100分の42.5	100分の47.5	手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】	期末手当	行政職	再任用以外(6月)	100分の122.5	100分の130	再任用以外(12月)	100分の137.5	100分の130	再任用(6月)	100分の65	100分の72.5	再任用(12月)	100分の80	100分の72.5	医療職(1)	(6月)	100分の122.5	100分の130	(12月)	100分の137.5	100分の130	医療職(2)	再任用以外	100分の122.5	100分の130
	手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】																																																	
	勤勉手当	行政職	再任用以外	100分の90	100分の95																																																	
			再任用	100分の42.5	100分の47.5																																																	
		医療職(1)	100分の95	現行どおり																																																		
		医療職(2)	再任用以外	100分の90	100分の95																																																	
	再任用		100分の42.5	100分の47.5																																																		
	手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】																																																	
	期末手当	行政職	再任用以外(6月)	100分の122.5	100分の130																																																	
			再任用以外(12月)	100分の137.5	100分の130																																																	
再任用(6月)			100分の65	100分の72.5																																																		
再任用(12月)			100分の80	100分の72.5																																																		
医療職(1)		(6月)	100分の122.5	100分の130																																																		
		(12月)	100分の137.5	100分の130																																																		
医療職(2)		再任用以外	100分の122.5	100分の130																																																		

		(6月)		
		再任用以外 (12月)	100分の137.5	100分の130
		再任用(6月)	100分の65	100分の72.5
		再任用(12月)	100分の80	100分の72.5
勤勉手当	行政職	再任用以外 (6月)	100分の90	100分の92.5
		再任用以外 (12月)	100分の95	100分の92.5
		再任用(6月)	100分の42.5	100分の45
		再任用(12月)	100分の47.5	100分の45
	医療職(1)	(6月・12月)	100分の95	現行どおり
	医療職(2)	再任用以外 (6月)	100分の90	100分の92.5
		再任用以外 (12月)	100分の95	100分の92.5
		再任用(6月)	100分の42.5	100分の45
		再任用(12月)	100分の47.5	100分の45

イ 扶養手当額の変更(第11条関係)

- ・扶養親族である配偶者の手当額
(改正前) 12,000円 (改正後) 10,000円
- ・扶養親族である子の手当額
(改正前) 7,000円 (改正後) 8,000円
- ・職員に配偶者がいない場合の手当額
(改正前) 扶養親族のうち1人については、11,000円
(改正後) 扶養親族である子のうち1人については10,000円、扶養親族である子がいなかった場合は、その他の扶養親族のうち1人については10,000円

ウ 管理職員特別勤務手当額の変更(第20条関係)

- ・週休日等における実労働時間が「6時間」を超える場合は、当該手当を5割増とする。
 ≪6時間以上の実労働時間があった場合≫
 1種から3種 (改定前) 8,000円 (改定後) 12,000円
 4種から5種 (改定前) 6,000円 (改定後) 9,000円

【施行期日】

- ① 第1条関係 公布の日(ア 平成30年12月1日適用、イ 4月1日適用)
- ② 第2条関係 平成31年4月1日

(2) 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正

- ① 付則第6項関係：12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第4条第2項関係)
 【現行】100分の227.5 ⇒ 【改正案】100分の232.5
- ② 付則第7項関係：6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第

4条第2項関係)

6月【現行】100分の212.5 ⇒ 【改正案】100分の222.5

12月【現行】100分の232.5 ⇒ 【改正案】100分の222.5

【施行期日】

- ① 付則第6項関係(12月分期末手当) 公布の日(平成30年12月1日適用)
- ② 付則第7項関係(6月及び12月分期末手当) 平成31年4月1日

(3) 三田市議会議員報酬等に関する条例の一部改正

- ① 付則第8項関係:12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第6条第2項関係)

【現行】100分の227.5 ⇒ 【改正案】100分の232.5

- ② 付則第9項関係:6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第6条第2項関係)

6月【現行】100分の212.5 ⇒ 【改正案】100分の222.5

12月【現行】100分の232.5 ⇒ 【改正案】100分の222.5

【施行期日】

- ① 付則第8項関係(12月分期末手当) 公布の日(平成30年12月1日適用)
- ② 付則第9項関係(6月及び12月分期末手当) 平成31年4月1日